

令和6年度

狂犬病予防注射のご案内



≪狂犬病予防注射(市内巡回)の実施にあたって≫

生後91日以上の犬を飼う場合、本市への登録と毎年1回の狂犬病予防注射が法律により義務づけられています。4~6月は狂犬病予防注射月間となっておりますので、この機会にぜひ受けましょう。

(1)巡回日程

日時・巡回会場は裏面をご覧ください。

※令和5年度より、秋(10月)の巡回は実施しておりませんので、ご注意ください。

(2)持ち物

- ①案内ハガキ(ピンク)※案内ハガキは登録されている全ての方にお送りしております。
- ②愛 犬 手 帳 (黄色 または 緑色)
- ③料 金 ①注射·注射済票交付:3,500円

②登録·注射·注射済票交付:6,500円

③登録のみ:3,000円

④注射済票交付のみ:550円

(3)注意事項

- ※予防注射を受けるためには、大の登録が必要です。(巡回会場でも登録できます)
- ※予防注射は犬を制止できる人が連れてきてください。犬を抑えることができないと、注射できない場合があります。首輪をしっかり締め、リード(引き綱)を短く持つなどの対応をお願いします。
- ※飼い犬の体調がおもわしくないときは受付時に申し出てください。獣医師の判断により注射を見合わせる こともありますので、ご了承ください。

《犬の飼育等に関するお願い》

○ 動物病院で注射を実施した場合は、「狂犬病予防注射済証」を 下記の窓口に提示し「注射済票」の交付を受けてください。

持ち物:①狂犬病予防注射済証(獣医師が発行したもの)、

②手数料550円、③愛犬手帳(黄色 または 緑色)

巡回会場をきれいに使用するため、 ビニール袋などフンを処理する道具も ご準備ください。

- ※持病、過去の注射で強い副作用があったなど、獣医師の判断により注射が実施できない場合は、 「狂犬病予防注射実施猶予証明書」を窓口に提示してください。
- 犬の死亡、飼い主や住所等に変更があった場合は窓口に届け出が必要です。
 - ※各種届け出は下記の窓口以外に巡回会場でも受付けております。
- 犬の登録時に交付される鑑札は、迷子の時などの身元確認に役立ちます。鑑札は犬の首輪等に必ず 装着しましょう。



【犬鑑札】

犬の登録を証するもので、 1頭につき1枚交付します。



【注射済票】

予防注射実施済を証するも ので、毎年1枚交付します。

【お問合せ窓口】

◇鹿角市市民部生活環境課

☎ 30-0224/FAX22-2042

◇秋田県獣医師会鹿角支部

☎ 25-3311/FAX25-3312

令和6年度 鹿角市狂犬病予防注射 市内巡回日程

日付	獣 医	時 間		場所
4/14 (日)	かなざわ 動物 クリニック	9:00 ~	9:20	箒畑自治会館前
		9:40 ~	10:20	大湯支所前
		10:40 ~	10:50	大欠農業研修センター前
		11:10 ~	11:30	錦木地区市民センター前
4/21 (日)	かとう スワイン クリニック	9:00 ~	9:15	水沢集落会館前
		9:30 ~	9:50	谷内地区市民センター前
		10:00 ~	10:10	夏井多目的研修集会所前
		10:20 ~	10:30	長内集会施設前
		10:40 ~	11:05	松館改善センター前
		11:10 ~	11:25	八幡平市民センター前
5/26 (日)	農業共済	8:50 ~	9:05	大湯支所前
		9:35 ~	9:50	尾去沢市民センター前
		10:10 ~	10:30	八幡平市民センター前
		10:50 ~	11:20	福祉保健センター南側入口
6/2 (日)	かなざわ 動物 クリニック	8:50 ~	9:00	下草木研修集会施設前
		9:10 ~	9:30	柴平地域活動センター前
		9:45 ~	10:00	東町分館前
		10:10 ~	10:30	乳牛自治会館前
		10:40	11:00	久保田自治会館前
		11:10 ~	11:30	交流センター前
6/16 (日)	かとう スワイン クリニック	8:50 ~	9:15	尾去沢市民センター前
		9:35 ~	10:10	八幡平市民センター前
		10:30 ~	11:10	交流センター前
6/30 (日)	農業共済	8:50 ~	9:05	瀬田石会館前
		9:15 ~	10:00	十和田市民センター前
		10:10 ~	10:20	錦木地区市民センター前
		10:40 ~	11:15	福祉保健センター南側入口

※令和5年度より秋(10月)の巡回は実施しておりません。上記日程もしくは動物病院にて注射を受けてください。

※生後3か月以上の犬を飼う場合、犬の登録と、年1回の狂犬病予防注射が法律により義務 づけられています。

※犬のフン等の放置は県条例で禁止されています。散歩の際には他人に迷惑をかけないよう、 スコップやビニール袋を携帯し、犬がフンをしたら必ず持ち帰りましょう。